

意見提出者	株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ
1. 項目	保険開始規定の緩和
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<ul style="list-style-type: none"> ・現状、保険会社の認可約款にて保険の効力が発生するのは保険会社もしくは保険代理店が保険料の着金を確認した時点からとなることが多く、保険料の前払いが原則となります。 ・例えば、インターネットで保険申込を行った場合においても、保険料の支払いを銀行振込で行い、申込当日に保険会社もしくは保険代理店で着金を確認できないときは、その申込当日に保険の効力が発生しないことから、このようなケースの場合、ユーザーは保険開始希望日に保険加入ができないことがあり、利便性を損ねているものと考えます。
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	—
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	<ul style="list-style-type: none"> ・保険料の着金確認前においても保険効力の発生が可能となるよう、柔軟な取扱いを可能にしていきたい。